

## 平成 23 年度 住民税の主な改正点

### 先物取引に係る課税の特例の追加

平成 22 年 1 月 1 日以後に、金融商品取引所で取引される金融商品「カバードワラント」の権利行使・放棄、譲渡を行った場合について、他の先物取引に係る雑所得の課税と同じく住民税率 5 パーセントの分離課税とすることとされました。

カバードワラント: 有価証券の一種で、あらかじめ決められた期日に決められた価格で、株式等の買う権利や売る権利を証券化した金融商品。